○山陽小野田市議会議案等公開規程

平成26年9月2日 議会規程第3号

(目的)

第1条 山陽小野田市議会基本条例(平成24年山陽小野田市条例第23号) 第8条の規定に基づき、本会議及び委員会で用いた議案及び関係資料を公開 することにより、開かれた議会の実現を図ることを目的とする。

(公開資料)

- 第2条 公開する議案及び関係資料(以下「公開資料」という。)は、次のと おりとする。
 - (1) 議案及び議案参考資料
 - (2) 一般質問参考資料
 - (3) 委員会審査参考資料

(公開方法)

- 第3条 公開資料は、次の方法により公開するものとする。
 - (1) インターネット 公開資料を市議会ホームページに掲載する。
 - (2) 閲覧 公開資料を簿冊にまとめ、閲覧に供する。
 - (3) 写しの交付 公開資料の写しを交付する。この場合において、山陽小野田市情報公開条例(平成17年山陽小野田市条例第8号)に基づく写しの交付に準じた費用の負担を求めるものとする。

(公開時期)

- 第4条 公開資料は、次に定める時期に公開するものとする。
 - (1) 議案及び議案参考資料 当該議案が本会議に上程される日
 - (2) 一般質問参考資料 当該質問が行われる日
 - (3) 委員会審査参考資料 当該委員会が開催される日(インターネットによる公開の場合は当該委員会の会議記録を公開する日)

(傍聴人への公開資料の配布等)

第5条 本会議又は委員会の傍聴人に当該会議の内容をより深く理解してもら うため、当該傍聴人に対し当該会議に関係する公開資料を無償で配布するも のとする。

2 前項の規定にかかわらず、公開資料のうち傍聴人に配布することが困難なものは、配布に代えて貸与とすることができる。

附則

この規程は、平成26年9月2日から施行し、平成26年9月定例会以降の本会議及び委員会で用いた公開資料について適用する。